様式第２号（第６条及び第９条関係）

年 　　月　　日

 様

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東伊豆町長

# 猫用捕獲器貸出書兼手術確認書

猫の不妊又は去勢手術のため、猫用捕獲器を貸し出します。

返却に際しては、捕獲・手術の状況を下欄に記載し、本書類を提出してください。

# 返却期限（厳守） 年 月 日

【捕獲・手術状況】（捕獲・手術を実施できた場合に記載）

捕獲した日　　　 　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　年 　 月 日

手 術 日 　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 　 月 日

捕獲数　　　 　　 オス 　匹　　 メス　 匹

手術実施病院名　 　　　　　　　　　（　　　　　　　 市・町・村）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　※町役場使用欄

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　返却日 年 月 日（洗浄済 □）

|  |
| --- |
| 注意事項  |
| 捕獲器は、町内に生息する飼い主のいない猫に、不妊手術又は去勢手術を行うために使用するものであり、それ以外の目的では使用できません。 |
| 捕獲器の設置に必要な器具等の費用は、申請者の負担とします。 |
| 貸出し期間中に発生した事故に対しては、理由のいかんにかかわらず、町は一切の責任を負いません。 |
| 第三者の身体や財産に損害等を与えることのないよう、責任をもって捕獲器を管理使用し、トラブル等が生じた場合は、すべて申請者の責任で対応してください。 |
| 捕獲器を破損、汚損、滅失等しないよう細心の注意を払って管理使用し、破損、汚損、紛失等が生じた場合は、東伊豆町飼い主のいない猫用捕獲器貸出要綱第８条に基づき、捕獲器の修理、清掃、損害賠償等の責任を負います。 |
| 捕獲器を使用後は、消毒及び清掃を行い、借り受けたときと同程度の状態で返却してください。 |
| 捕獲器を第三者に再貸与等してはいけません。 |
| 猫を遺棄することは、法律で禁止されています（１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金）。 |
| 猫をみだりに傷つける行為は、法律で禁止されています（５年以下の懲役又は５００万円以下の罰金）。 |

備考：